

下野市景観計画策定委員会 議事録

審議会等名 第5回下野市景観計画策定委員会
日 時 令和3年10月22日（金） 午後1時30分～午後3時00分
会 場 下野市役所2階 203会議室
出席者 三橋伸夫 委員、山中敏正 委員、川俣一由 委員、坂本英希 委員、
野田善一 委員、濱野吉弘 委員、山内隆匡 委員、小林利孝 委員、
吉川浩 委員（代理 都市計画課長補佐 大竹康博）、嶋田幸男 委員（代理
企画調査課長 根岸章浩）、小堀芳広 委員（代理 環境部長 倉井宏明）、
荒川直男 委員、長田恭子 委員、佐藤永子 委員、藤原玄貴 オブザーバー
【欠席委員】海老原一弘 委員
市側出席者 （事務局）篠崎国男 都市計画課長、川俣貴史 課長補佐
鈴木昌和 主幹、赤羽根勝之 主幹、間中愛 主査
株式会社 栃木都市計画センター（計画策定コンサルタント）
公開・非公開の別（公開 · 一部公開 · 非公開）

傍聴者 なし

議事録（概要）作成年月日 令和3年11月8日

《※以降は会議次第に基づき記載する。》

【協議事項等】

- 1 開会〈事務局（篠崎国男 都市計画課長）〉
- 2 委員長あいさつ〈三橋委員長〉

皆さん、こんにちは。回を重ねて第5回となった。資料は事前に配布されたが、前回のご意見等を反映させ、第二次素案ということになった。大詰めに差し掛かっているところで、限られた時間ではあるが、じっくり検討したうえで引き続き忌憚のない意見を求める。

3 議事

事務局（篠崎国男 都市計画課長）

議事の前に、配布書類と会議の成立について報告をする。

【配布書類】

- ・第5回下野市景観計画策定委員会次第
- ・下野市景観計画（第二次素案）
- ・下野市緑の基本計画（第二次素案）
- ・下野市景観条例の概要
- ・令和3年度委員名簿

【会議の成立】

成立の要件：半数以上の委員の出席（要綱第6条第2項）

委員数：16名（半数=8名）

出席委員数：15名(>8名)

成立・不成立の別：**成立**・不成立

報告は以上である。議事進行は、要綱第6条第1項の規定に基づき、三橋伸夫 委員長にお願いする。

三橋伸夫 委員長

新型コロナウィルス感染症対策として、できるだけ短時間で進めていきたいと思う。

はじめに、議事録署名人を指名する。名簿順で12番小堀芳広委員と13番荒川直男委員にお願いする。

議題（1）景観計画の第二次素案について、事務局の説明を求める。

事務局（川俣貴史 課長補佐）

（資料により説明）

三橋伸夫 委員長

前回からの変更点を中心に説明いただいた。全体を通しての発言を求める。

川俣一由 委員

言葉の使い分けの意図を聞きたい。6ページの景観特性に遠望と書いてあるが、その下の課題は眺望となっている。あえて言葉を変えたのか。12ページのJRのJが全角になっているが、別のところでは半角になっているので統一した方が良い。13ページの2行目、「良好な市街地景観が損なわれている場合があります。」は、「場所があります。」なのか「場合があります。」なのか。14ページ課題部分の3行目で、前回の「伺える」はにんべんの「伺」だったが、今回「窺」の漢字になっている。あえてこの漢字に変更したのか。16ページの中段に「スマートI.C.の整備」とあるが、14ページの上段では新たな産業団地が造成される予定となっている。どういう状況なのか。

事務局（川俣貴史 課長補佐）

6ページの景観特性の遠望と課題の眺望はあえてこの言葉を使っている。筑波山や男体山などは市内にはないが、田園風景の遠く（先）に見える景観としてあえて遠望を使っている。

12ページのJRについてはご指摘の通り修正する。

14ページの工業地景観の景観特性の「産業団地が造成される予定です。」は、現在まだ工事には入っていないが、本年3月末に都市計画決定し、市街化区域に編入している。どのような文言が良いか検討する。16ページはすでに整備について決定しているので、産業団地とともに文言を修正する。

14ページの課題の「窺えることから」は、今回こういった表現の方が良いのではないかということで三橋委員長とも打合せしながら変更した。

三橋伸夫 委員長

眺望と遠望、どちらでも良い気もしますが、奥行き感を表現するなら遠望という方が適切かと思う。

野田善一 委員

景観計画区域と景観形成重点区域について伺う。景観区域は下野市全域、景観形成重点区域は、国分寺・国分尼寺跡がある周辺、下野薬師寺がある地区周辺にする予定であるが、両地区とも景観の形成に関する方針や景観形成のための行為の制限は下野市全域のものと差異がないということで理解してよろしいか。

事務局（川俣貴史 課長補佐）

下野市全域が景観区域となるので、33ページ以降の届出対象行為や景観形成基準に基づき、景観をコントロールしていく。国分寺地区、薬師寺地区は、今の段階では景観計画区域と同じようにコントロールすることになる。これは、25ページの「③景観形成重点区域の候補地」ということで、この計画の中では候補地として位置づけるにとどまり、本計画策定時点で指定するというわけではない。両地区を候補地として選んだ理由は、「下野市歴史的風致維持向上計画」の中で重点区域として国分寺地区と薬師寺地区が位置付けられているからである。

本市の景観形成においても、この2地区は非常に重要な地区であるので、重点地区の候補として、今後景観条例の施行以降、若干の助走期間等を頂きながら、景観形成に関する情報発信や講演会の開催など様々な取組をしていく中で、この2地区の景観形成に関する熟度が増していくということになれば、指定に向けて地元の皆様と協議や相談をしていくことになると思う。特に、地元の皆様の合意形成が一番の鍵になると思っている。景観形成重点区域に指定になると、届出対象行為の対象範囲を広げ、景観形成基準として、もう少し厳しい制限を加えることもあるかもしれないが、まず条例が施行されて地域に溶け込んだ後に、協議していくことになると思っている。

野田善一 委員

将来的に景観形成重点区域に指定されるとしても、当面は行為の制限など景観計画区域として扱いを受けるということですね。この地区は下野市にとって歴史的に重要な地区なので、建築物等の形態・意匠、色彩、屋外広告物、土地の区画形質の変更、屋外における物品の集積及び貯蔵に関する事項等、景観形成重点区域にふさわしい景観形成基準等を将来的に決める必要があると思うが、そのような方向性を考えていると理解してよろしいか。

事務局（川俣貴史 課長補佐）

候補地ということで、計画に記載するということはかなり重いことだと考えている。この薬師寺地区、国分寺地区の区域を基本に検討するということで、今後、この面積のままでいくのかどうかという議論も中にはあるかもしれない。こういったことについて今後時期を見て、議論していきたいと考えている。

三橋伸夫 委員長

44ページの「景観重要建造物」あるいは「景観重要樹木」について、計画ではそれぞれの指定は「指定方針に基づき所定の手続きを経て市長が行う」と記載されている。この中には誰が発議するかの記述がない。2ページの「市民、事業者行政の役割」を踏まえると、それは市民、事業者、行政の誰でも発議できると捉えてよろしいか。所定の手続きということはどういうことなのか。

事務局（川俣貴史 課長補佐）

「4.その他」で下野市景観条例の概要を報告する予定であった。その説明と若干被るが、手続きは条例の中である程度規定をすることになっている。追加資料の2枚目の「11」に「景観重要建造物・樹木」とあるが、今、条例案を作成中である。この条例の中で、市が指定するときは、予め景観審議会の意見を聴くことができ、実質的には審議会に聴きつつ、指定するときは市長が告示をするという取り決めを条例の中に明記する予定である。さらに細かい手続きは規則で定める予定になっており、まだ細かくは定まっていないので、今回の資料にはない。「こんな樹木の指定はどうですか?」というように提案してもらい、それを市長が受け、審議会の意見を伺い、適當であれば指定するという告示をするという形になる予定である。

三橋伸夫 委員長

そうすると先ほどの質問にあった景観形成重点区域についても、同様の議論というか、行政だけではなく、市民や事業者からの意見も受け入れる余地はあるということか。

事務局 (川俣貴史 課長補佐)

そのとおりである。

三橋伸夫 委員長

他にどうですか。

野田善一 委員

現在本市では、栃木県の条例に基づいて規制しており、当面はその県の条例に基づいて取組を推進するとある。皆さんご承知のように、ロードサイド型の物品量販店の周りには、屋外広告物が氾濫している。大きさも巨大な物から、色彩も原色に近い、そのような猥雑な広告物が氾濫している。これはアジア的カオスで良いなという意見もあるかと思うが、私は良好な景観をかなり阻害している大きな要因だと思っている。この素案を見ると、当面はここをいじらないで、県の条例に基づいて取組むということだが、この県の条例は昭和39年に制定されたもので、何ら有効性を持ち得ていないと断ぜざるをえないと考える。もう少し屋外広告物について、この素案で踏み込んでいく必要があると前回申し上げようと思ったが、その機会がなかった。ここに来てこういうことを言うのは少し遅いが、将来的に検討するということなのだが、先送りじゃないかと。少し不作為が過ぎるのではないかと私は思う。この点についてお聞きしたい。

三橋伸夫 委員長

私は栃木県の景観条例の審議会の委員を務めていたので、今の話にコメントをさせていただく。確かにロードサイドには大型の商業店舗が林立といいますか、それで広告が乱立という印象を持つが、県の屋外広告物条例は、個々の店舗ごとにその建物ごとに掲出すべき屋外広告物の寸法や位置などが細かく規制されている。それから旗竿とか色々な広告も、それについて規制されているので、一見無秩序のようであるが、県の屋外広告物条例に基づいた規制がされているはず。中には違反広告物も無きにしもあらずかもしれないが。昭和39年と古いという話だが、実は栃木県は全国的に見ても、どちらかというと厳しめの県である。しかも今の趨勢として、規制が緩和される方向で動いている。例えば、自動車や鉄道車両にラッピングするとか、長期間イベント的に実施するものの期間も延びてく

るとか、色々な観点で以前よりはずっと緩くなっている。古いほど悪いというのは逆で、古いほど厳しかったというふうに捉えるべきだと思っている。ただ意見は非常によく分かって、例えばヨーロッパと比べたら街並みにずっと落ち着きがないというか、まさにアジア的というふうに指摘されたように、これを何とかしたいということだが、下野市だけで頑張ってというのも中々難しいと思う。これは一方では事業者の協力というか、景観に対する意識が深まれば、あるいはそれを支える市民の意識、それが圧力になっていけば市としてもより屋外広告物に対する規制もより厳しくできる。だからその支えがない段階で市が頑張ってというのは、かなり難しい。事業者も商売しているわけであるから、ある意味その規制された範囲の中での屋外広告物の掲出の自由があるので、それをむやみに規制していくというのは中々厳しい。

事務局（篠崎国男 都市計画課長）

追加で少し補足したい。栃木県の方でも色々基準緩和等、年々見直しをしてきながら進めているところであり、その中で各市町においても県と協議しながら、研修会を毎年開催していて、その中でどうしたら良いかということは議論しているところである。なかなか条例改正まではいかないが、基準の見直しなどは県を含め取組んでいるところである。また若干変わってしまうが、過去、屋外広告物落下による死亡事故があり、屋外広告物の取扱いは十分検討しながら統一的な基準に基づいている。委員長のお話のように、事業者からはそれが商売に直結するものであるから、なかなか厳しい意見をもらっている。特に市として今問題として捉えているのは、なかなか取り締まりまでいかないが、未申請の物件があり、どうしても猥雑な感じを受けるのではないかと思っている。今後そのあたりについては重点的に取組んでいきたいと考えている。

野田善一 委員

現在設置されている広告物、これは県の条例に則ったもの。条例があるわけですから、その条例に則って設置されているというのは分かる。その他、屋外広告物についての規制、規制が緩和する傾きであるという話を聞きビックリした。これは何でも規制を緩和すれば全て良いわけではなく、むしろ規制を強化する方向に進むべきじゃないかと、それが時代の趨勢ではないかと思う。そういうことを踏まえて下野市は県より一步踏み込んだ行政的な対応というのを旗振ってもおかしくない、むしろすべきであるというのが私の考えである。その点に関して意見を聞きたい。

事務局（川俣貴史 課長補佐）

この計画の中には、全て書き及ぼないところがあるが、普段から屋外広告物について様々な取組をしているところである。屋外広告物は一件ずつ全てコンピューターで管理をしている。特に今年度は、屋外広告物の管理を最新のシステムに更新する作業を進めている。それによって市内全部の屋外広告物をうまく管理していこうと考えており、今担当者が鋭意努力しているところである。またこの景観条例が7月に施行になり、まずは景観条例の定着を考えている。その後、早い段階でこの屋外広告物条例の検討ということで、52ページの最後にあえて記載している。屋外広告物条例の検討については、この景観審議会の中でも様々な進捗管理、チェックをしていただくようになると思うので、不作為といった

ことがないように、あるいはそういったつもりでは今やっていないので、ご理解をお願いしたい。

三橋伸夫 委員長

他に質問あるか。

それでは議題（2）の緑の基本計画の第二次素案について、事務局の説明を求める。

事務局（赤羽根勝之 主幹）

（資料による説明）

三橋伸夫 委員長

議題（2）緑の基本計画の第二次素案について、緑視率等の前回からの変更点、追加の部分のほか、全体を通しての発言を求める。

坂本英希 委員

以前に仁良川の公園には緑がないと発言したが、仁良川地区の緑視率の現状値はかなり低い。これはまだ仁良川地区の整備が完成していないから数字が低いと見れば良いのか。それとも、都市計画課では、市民との協働による取組などの記載があるが、緑視率の数字を上げる算段としてなんらかの事業を進めていくと考えているのか。

三橋伸夫 委員長

他の地区と比べると緑視率は街路樹の有無でずいぶんと違う。

事務局（篠崎国男 都市計画課長）

仁良川地区は全体的に緑化の推進に取り組んでいくということ。緑の量を増やす取組を進めたい。土地区画整理事業などある程度整備を進めていく区域内は、様々な考え方を取り入れ、基本方針を定めながら公園づくりの取組などを進めているところ。確かに、現在動いている仁良川地区の区画整理地内の公園などは大きな木は少ないが、今後の管理費の問題なども考慮しなくてはならないため、ある一定の率で樹木を植え、その他の部分には芝生を植えるというような緑化の推進策に取り組んでいる。資料4 2ページの測定地点「**⑯**住宅地（下古山）」については対比の意味合いも含め写真を掲載させていただいているが、下古山地区の区画整理地内で古山小学校と国道4号の間の区域に仁良川中央公園と同じような大きな公園がある。こちらも造成当時は土の公園で緑が一切なかったようなところ。その後、周囲から色々とお話をいただきながら、芝生を植えたり樹木を少しづつ植栽しながら現在の状況となっている。そんな中でも、写真の撮り方にもよるが、緑視率は3. 5 8 %に止まっているのが実状である。今後、場合によっては、皆様のご意見を聴きながら緑を増やすための取組を進めていけると考えているが、現在はこのような状況にあるということでご理解いただきたい。

坂本英希 委員

緑化の取組については現在進行形ということで理解する。

長田恭子 委員

ゆうがお通りは、下野市の緑に関するこことして冊子の中にたくさんの記載があるが、この中に一つ加えていただきたいのが薬師川沿いの桜である。是非どこかに取り上げていただきたい。本日、はっきりしたデータを持ってくることはできなかつたが、薬師川沿い

の桜は、自生種、日本に自生する桜の全てがコンプリートされている。それは「木を知ろう・森を知ろう会」の方達によって調べられ、グリーンタウンの設計者が景観に対する知識の持ち主で、素晴らしい設計をなさっていることが分かっている。今、日本に自生する全ての桜が植えられている。詳しいことは「木を知ろう・森を知ろう会」に問い合わせてほしい。データが入手できると思う。

三橋伸夫 委員長

桜について、お隣の小山市の公園などでは何種類もたくさん植えられている。思川桜のような固有種の植栽を市でも推進しているようである。

事務局（篠崎国男 都市計画課長）

ご指摘の内容を確認し、取り上げるかどうか検討させていただきたい。補足になるが、景観計画の16ページの中段以降、「特に」で始まる文章中に、ゆうがお通りが「とちぎの道と川100選」に選ばれている旨を記載させていただいている。

長田恭子 委員

ゆうがお通りにも桜は若干含まれるが、薬師川沿いに一番多く含まれている。2つのラインは異なることから、薬師川のことも記載していただけたらと思う。

事務局（篠崎国男 都市計画課長）

その点も含めて検討させていただきたい。

長田恭子 委員

よろしくお願いしたい。

三橋伸夫 委員長

今のご指摘については、緑の基本計画ではなく景観計画の中での対応でも差し支えないか。

長田恭子 委員

どちらでも構わない。

三橋伸夫 委員長

緑視率については、正確な目標として数値が取り上げられている非常に重要な事項であり、今後も経年的にこの数値を確認していく作業がでてくるため、緑視率の定義を厳密にこの計画の中に記載しておいたほうが良いと思う。35ページの下の段で「緑視率を測定する際の撮影方法」との記載があるが、一つ目の点の「一般的に広く普及しているコンパクトデジタルカメラを使用し」の表現では曖昧なような気がする。広角レンズではないし望遠レンズでもない、標準レンズということなのだろうが、例えば35mmとか50mmなど、撮影に使用しているカメラの撮影条件を明記しておいたほうが良い。撮影条件が違えば緑視率も多少変動する可能性がある。その点、補足・追加していただきたい。

事務局（赤羽根勝之 主幹）

ご指摘の点について、内部で確認し追記する形で対応を考えたい。

三橋伸夫 委員長

それでは特になないので、先ほど申し上げたとおり景観計画の方に戻っても結構だが、何かあるか。よろしいか。

特に無いようなので議事は終了とし会議の進行を事務局にお願いする。

事務局（篠崎国男 都市計画課長）

次第の「4.その他」に移る。

事務局（川俣貴史 課長補佐）

本日、審議いただいた景観計画の第二次素案に基づき、今後景観条例についても制定をしていくので、その概要説明とスケジュール等、次の委員会の開催時期等併せて説明する。

（資料により説明）

野田善一 委員

下野市の景観条例の概要を見ると罰則規定はない。条例によると、色々な形で行為の制限等があるわけだから、それを受けた形での罰則規定を設けてもおかしくないんじゃないかなと思うが、その点について考えを聞きたい。

事務局（川俣貴史 課長補佐）

条例では罰則規定はないが、法律で罰則規定が定められている。例えば市が指定した届出をしないと30万円以下の罰金であるとか、あるいは変更命令に従わなかつた場合には50万円以下の罰金であるとか、さらに原状回復命令に従わなかつた場合は1年以下の懲役又は50万円以下の罰金ということで、法律ですでに規定しているので、条例でそういった指定をする予定はない。

野田善一 委員

罰則規定を設けるつもりはないということだが、先行事例として私が調べた中で、東京の国立市、これも何年か前に景観条例を制定し、罰則規定を設けている。違反した場合は10万円以下の罰金等々の条例がある。あまり罰則を設けて取り締まるのは私も肌に合わないが、罰則条項を設けてもおかしくないとも思うので、検討いただければと思う。

事務局（篠崎国男 都市計画課長）

罰則規定については、当面はこの形で運用しようと考えている。またその上で、先ほどもあったように景観審議会が設置されるので、改めてその中で見直しが必要であれば検討していただき、追加することも考えているので、理解いただければと思う。

事務局（篠崎国男 都市計画課長）

その他に何かあるか。

それでは他にまた何かあれば事務局の方に連絡をいただきたい。委員長と相談しながら、修正が必要であれば修正を加えていくという作業も可能なので、よろしくお願ひしたい。

また先ほどスケジュールということで説明させていただいたが、パブリックコメントを年末年始にかけて行い、年明け早々にはその結果を基に、もう一度この委員会を開催させていただき最終的な確認をして頂く。それを持って市として景観計画を決定し、景観条例を上程するという流れになっているので、よろしくお願ひしたい。

以上で第5回下野市景観計画策定委員会を閉会する。

4 閉会〈事務局（篠崎国男 都市計画課長）〉